4　弁済に関するその他の定め
⑴　弁済場所
本協定に基づく弁済は、一般協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う（振込手数料は清算株式会社の負担とする。）。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座を指定しなかった協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店所在地（徳島県徳島市上八万町西山1632番地）において行う。
⑵　端数処理
本協定に基づく弁済における弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、これを切り捨てる。
⑶　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定提出日以後に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利変更及び弁済方法（前記２に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。また、本協定提出日以後に、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権を基準とした弁済額を、各債権者の当該譲渡又は移転等の時点の債権額の割合により按分（１円未満の端数は切り捨てる。）して支払う。
第３　約定劣後協定債権に関する特則
１　約定劣後協定債権
約定劣後協定債権とは、協定債権のうち、別紙２「約定劣後協定債権者一覧表」記載のとおり、株式会社日本政策金融公庫が有する資本性貸付金120,000,000円をいう。
２　約定劣後協定債権についての免除
約定劣後協定債権は、本協定認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

監督命令

平成３０年（再）第２号
京都府舞鶴市字浜2002番地３
再生債務者　株式会社たかた荘
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル５階　京都総合法律事務所　弁護士　三野　岳彦
平成30年６月14日

京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目27番10号
再生債務者　有限会社三川屋
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成30年６月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１７号
滋賀県彦根市高宮町1356番地３（105号）
再生債務者　小川喜久夫
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月11日から平成30年７月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（再イ）第１９号
滋賀県彦根市竹ケ鼻町688番地（Ａ―426号）
再生債務者　山本　修平
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月11日から平成30年７月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（再イ）第１９号
岡山県倉敷市西阿知町322番地８
再生債務者　山口　　正
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月19日から平成30年７月30日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

平成３０年（再イ）第１５３号
札幌市南区川沿２条５丁目１番27号
再生債務者　佐藤　正行
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１５４号
札幌市清田区平岡５条２丁目１番３―305号
再生債務者　高橋　康介
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１９４号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目１番12号
再生債務者　齋藤　貴久
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１号
青森県五所川原市字中平井町105番地１
再生債務者　齋藤　慶子
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月27日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成３０年（再イ）第６５号
さいたま市見沼区大和田町１丁目980番地１　202号
再生債務者　笠井　　努
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第２８号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地　１―４―306
再生債務者　佐藤　　豊
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第４３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿767番地50
再生債務者　松本　富美
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第９号
千葉県山武市殿台207番地２　ダイアパレス105号
再生債務者　小川　洸明
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年８月３日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（再イ）第１２０号
愛知県知多市岡田字西無常堂29番地の２
再生債務者　瀬川　達雄
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月20日まで

名古屋地方裁判所民事第２部